

別紙Ⅰ 環境整備

(1) 一般廃棄物（ゴミ）収集場所

周囲の既存の収集場所を考慮して適正に配置するとともに、豊田市開発許可技術基準に規定する技術基準に準拠すること。

約40戸に対応が可能なゴミステーションの大きさ（目安）は、幅3^{メートル}×奥行1.5^{メートル}のネット囲い

※戸建で既存の収集場所利用は、自治区加入案内でゴミの分別、管理ルールを徹底

(2) 防犯灯

道路歩行者の防犯を目的とし、概ね30メートル間隔で設置すること。この場合、照明は、自治区の指定するLED照明とし自治区へ寄贈すること。

※設置後の管理は自治区が行う

(3) 生活排水

原則として、豊田市下水道に接続するものとする。

(4) 雨水

原則として、公共道路の側溝に排水する。

(5) カーブミラー

交差点の見通しを十分に配慮し、必要ならばカーブミラーを設置する。公道（市道など）設置困難な場合は、敷地内に設置し安全を優先する。